

## 公立大学法人下関市立大学広告マット設置事業者募集要項

公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）では、法人が所有する動産又は不動産等を広告媒体として提供することにより、自己収入の確保及びコストの削減を図ることを目的として、広告事業を行っています。

つきましては、法人施設構内に設置する広告を掲載したフロアマット（以下「広告マット」という。）を設置する事業者を次のとおり募集します。

### 1 広告関係規程

広告掲載は、「公立大学法人下関市立大学広告掲載基準」に基づいて行います。

### 2 募集期間

随時募集とします。ただし、すべての設置場所が決定した場合は、募集を停止します。

### 3 設置場所

別紙1「広告マット設置位置図」をご覧ください。

なお、今回募集する以外の場所に設置を希望する場合は、別途検討いたします。

### 4 設置期間

契約の日から2年間とします。

ただし、希望により契約の日から5年間で限度とし、期間の延長を可能とします。

なお、期間の延長を希望される場合は、契約満了の1月前までに申し出が必要です。

### 5 規格・内容等

(1) 広告マット1枚当たりの大きさは、縦120cm×横180cmとし、全面を広告スペースとして利用できるものとします。

(2) 広告内容は、公立大学法人下関市立大学広告掲載基準を遵守してください。なお、掲載する広告は、作成前に法人の審査を受けることとします。

(3) デザインは、学生、教職員及び地域住民が親しみやすく不快感のないものとします。

(4) 広告マットの機能は、靴底のクリーニング、防塵、吸水、滑り止めの各機能を持ったものとします。

(5) 広告マットは洗浄時の交換用を含め、1箇所につき2枚以上作成してください。

### 6 設置料

1枚（縦120cm×横180cm）につき年額30,000円を広告マット設置前に、法人に支払うものとします。

## 7 設置事業者の責務

- (1) 広告マットの作成については、設置事業者において行い、その費用はすべて設置事業者が負担するものとします。
- (2) 広告マットの設置、交換、維持管理及び撤去については、設置事業者において行い、その費用はすべて設置事業者が負担するものとします。
- (3) 広告マットの洗浄は、原則月に一度以上行ってください。また、通常の交換以外にも、広告マットに著しい汚損等が生じた場合は、法人と設置事業者が協議の上、交換、洗浄等を実施してください。
- (4) 設置事業者は、広告マットに掲載する広告枠を販売し、その広告主を募集することができます。ただし、この場合にあっても、広告の内容に関する一切の責任は、設置事業者が負うものとします。

## 8 応募方法

「下関市立大学広告マット設置申込書」（第1号様式）に必要事項を記入し、必要書類を添付したうえで、総務部総務課へ郵送又は持参してください。また、設置事業者が広告主からの依頼を受けて申し込む場合は、広告主の同意書（第2号様式）も添付してください。

なお、応募時点においては、提出していただく広告原稿は案の段階のもので構いませんが、広告内容について法人が十分に審査できるよう、できるだけ実際に掲載を希望する原稿に近いものを提出してください。

応募があった場合は、この募集要項の内容を了承し、これらを遵守することに同意したものとみなします。

## 9 広告主の決定方法

「公立大学法人下関市立大学広告掲載基準」に基づき申込内容を審査します。設置希望期間や設置場所が重複する申込みがあった場合は、先着順により設置事業者を決定します。また、審査結果については、通知を送付します。

## 10 設置事業者の手続き

設置事業者は別途、法人と協定書を締結するものとします。協定書締結後、広告料納入通知書を送付しますので、指定された期限までに納入してください。その後、広告マットを該当場所へ設置していただきます。

掲載する広告のデザインを変更する場合には、再審査の必要がありますので、デザインが分かる資料（任意様式）を総務部総務課に提出してください。

#### 1.1 その他

- (1) 申込みにあたっては、現地を必要に応じて確認するとともに、公立大学法人下関市立大学広告掲載基準を必ずご参照ください。なお、現地を確認する場合は、事前に総務部総務課へご連絡ください。
- (2) 設置期間内であっても、設置事業者の責に帰する理由につき、広告マットの設置が不十分な事由が生じた場合には、法人は広告マットの使用を中止することができるものとします。
- (3) 本要項中に定めのない事項については、必要に応じ法人と設置事業者が協議のうえ定めるものとします。なお、協議が整わない場合は、法人の指示に従うこととします。

お問い合わせ先・お申込み先

〒751-8510

山口県下関市大学町二丁目1番1号

公立大学法人下関市立大学 総務部総務課

TEL：083-252-0288

FAX：083-253-1622